

# 社会保険

# いばらき

# 10

従業員が家族を被扶養者にするとき・異動があったときの手続き

2017 October  
NO.471

- 届書は埼玉広域事務センターへ直接郵送して下さい
- 届書・申請書作成支援サービスをご利用ください
- 年金セミナー・健康管理講座を開催します



「五浦の海」(撮影・北茨城市)：日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

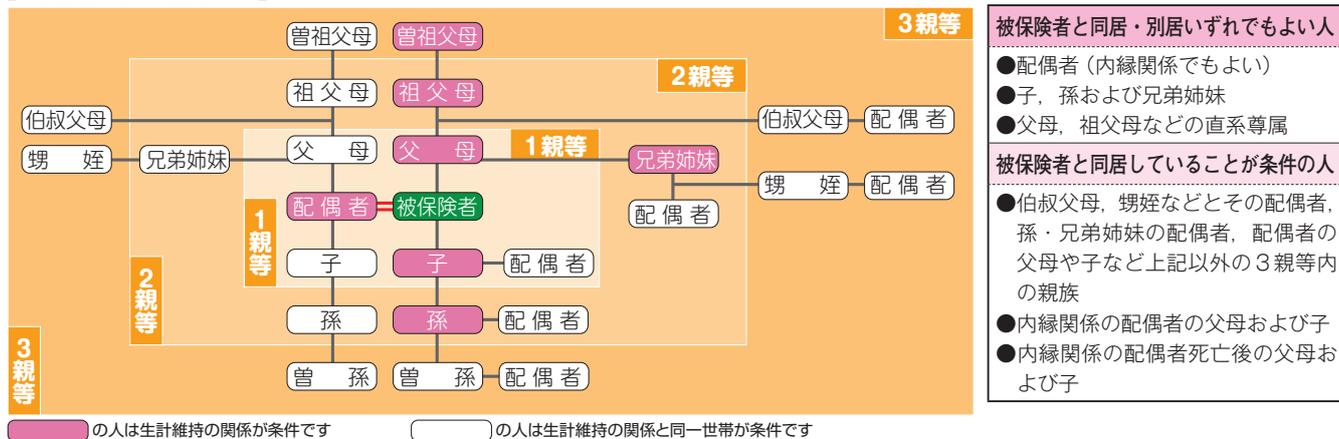
## 日本年金機構からのお知らせ

# 従業員が家族を被扶養者にするとき、 被扶養者に異動があったときの手続き

### ○従業員が家族を被扶養者にするときの手続き

新たに全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という。）の被保険者になった者に被扶養者がいる場合や被扶養者の追加があった場合、被保険者が事業主を経由して「被扶養者（異動）届」を提出します。

#### 【3親等内の親族図】



### 被扶養者の認定

被扶養者になれるのは、主として被保険者により生計を維持されていること、および次のいずれかに該当した場合です。

#### (1) 収入要件

年間収入（※）130万円未満（60歳以上又は障害者の場合は、年間収入180万円未満）かつ、

**同居の場合** 収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満（※）

**別居の場合** 収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

	130万円	理由	認定
同居している場合	A 対象者の年収 被保険者の年収 *半分	130万円未満 半分未満	○
	B *半分	130万円未満 半分以上	×
	C	130万円以上	×
別居している場合	D 対象者の年収 被保険者の仕送額	130万円未満 仕送額未満	○
	E	130万円未満 仕送額以上	×
	F	130万円以上	×

※年間収入とは、過去における収入のことではなく、被扶養者に該当する時点及び認定された日以降の年間の見込収入額のことをいいます。(給与所得等の収入がある場合、月額108,333円以下。雇用保険等の受給者の場合、月額3,611円以下であること。)また、被扶養者の収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれますので、ご注意願います。

なお、収入が扶養者(被保険者)の収入の半分以上の場合であっても、扶養者(被保険者)の年間収入を上回らないときで、日本年金機構がその世帯の生計の状況を総合的に勘案して、扶養者(被保険者)がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認めるときは被扶養者となることがあります。

## (2) 同一世帯の条件

配偶者、直系尊属、子、孫、兄弟姉妹以外の3親等内の親族は同一世帯でなければなりません。

# 添付書類

## 1. 収入要件確認のための書類

- (1) 所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族になっている者  
事業主の証明があれば添付書類は不要
- (2) (1) 以外の者
  - (ア) 退職したことにより収入要件を満たす場合  
「退職証明書または雇用保険被保険者離職票の写し」
  - (イ) 雇用保険失業給付受給中の場合または雇用保険失業給付の受給終了により、収入要件を満たす場合  
「雇用保険受給資格者証の写し」
  - (ウ) 年金受給中の場合  
現在の年金受給額がわかる「年金額の改定通知書などの写し」
  - (エ) 自営(農業等含む)による収入、不動産収入等がある場合  
直近の「確定申告書の写し」
  - (オ) 上記イ～エ以外に他の収入がある場合  
上記「イ～エに応じた書類」及び「課税(非課税)証明書」
  - (カ) 上記ア～オ以外  
「課税(非課税)証明書」
- (3) (1) および (2) の方に共通する事項  
障害年金、遺族年金、傷病手当金、出産手当金、失業給付等の非課税対象となる収入がある場合は、別途「受取金額のわかる通知書等のコピー」が必要になります。

## 2. 続柄確認のための書類

被保険者と別姓の場合、被扶養者の戸籍謄本(被保険者との続柄がわかるもの)が必要になります。

## 3. 同居確認のための書類

被扶養者として認定されるために同居が要件である方は被保険者の世帯全員の住民票(コピー不可、個人番号のないもの)が必要になります。

## 4. 内縁関係を確認するための書類

「内縁関係にある両人の戸籍謄(抄)本」および「被保険者の世帯全員の住民票(コピー不可、個人番号のないもの)」が必要になります。

## ○従業員の被扶養者に異動があったときの手続き

協会けんぽの被保険者の被扶養者に削除、氏名変更等があった場合、被保険者が事業主を経由して「被扶養者（異動）届」を提出します。

### （1）被扶養者の削除

被扶養者が、次の理由に該当した場合に削除の届出を行います。

- （ア）後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
- （イ）被扶養者の年間収入が130万円以上（60歳以上又は障害者の場合は、年間収入180万円以上）見込まれるとき
- （ウ）同居の場合、被扶養者の収入が被保険者の半分以上になったとき。  
別居の場合、被扶養者の収入が被保険者の仕送り額を超えたとき
- （エ）健康保険、船員保険の被保険者又は共済組合、国保組合等の組合員になったとき
- （オ）婚姻等により他の被保険者に扶養されるようになったとき、又は離婚したとき
- （カ）離縁、死亡又は同居が要件の者が別居したとき

### （2）被扶養者の記録事項の変更

被扶養者が、次に該当した場合に変更の届出を行います。

- （ア）氏名変更又は訂正があったとき
- （イ）生年月日訂正があったとき
- （ウ）性別に変更又は訂正があったとき

詳しくは管轄の年金事務所へお問い合わせ下さい。

**届書は、埼玉広域事務センターへ直接郵送をお願いします。**

茨城事務センターは、平成29年10月1日より埼玉広域事務センターに統合されました。これまで茨城事務センターへ送付していただいた各種届書につきましては下記の埼玉広域事務センターへ送付してください。

### 【埼玉広域事務センター】

〒330-8530

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20

住友生命浦和テクノシティビル3階

※埼玉広域事務センターは郵送のみの受付となります。届書の作成や制度についてのご相談は管轄の年金事務所へお問い合わせ下さい。

## 協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

# 届書・申請書作成支援サービスをご利用ください

このたび、パソコンで簡単かつ効率的に申請書等が作成できるサービスを開始いたしました。ホームページをご覧のうえ、ぜひご利用いただきますようお願いいたします。

### サービスの特徴

#### 簡単

協会けんぽホームページから入力用のPDFファイルをダウンロードできます。

#### 安心

各項目の説明を参照しながら入力できます。

#### 確実

記入漏れ等を自動でチェックしお知らせします。

#### 時短

記入漏れ等による再提出の手間が少なくなります。

### ご利用の手順

協会けんぽのホームページからPDFファイルをダウンロード



必要項目を入力し、**印刷**



手書きする項目を**記入**し、**押印**

協会けんぽへ**郵送**



#### ※入力時のご注意

- ホームページ、メールでの申請はできません。  
→入力した申請書を**印刷し、ご郵送**ください。
- 入力できる項目は申請者が記入する欄のみです。  
(被保険者氏名欄、被扶養者マイナンバー欄は**自署**)
- 事業主、医療機関が入力する欄は**手書き**でご記載ください。
- 各申請書に**押印**が必要な場合があります。

(申請書入力例)

#### ※印刷時のご注意

- ページサイズ処理  
→「**実際のサイズ**」を選択してください。
- PDFのページサイズに合わせて用紙を選択  
→**チェックを外してください**。
- 用紙の両面に印刷  
→**チェックを外してください**。
- 向き  
→「**自動縦／横**」を選択してください。

(印刷時の画面)

ポイント

- サービス対象の申請書および動作環境等の詳細については、協会けんぽホームページ (<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>) をご参照ください。
- PDFファイルを表示するためには、「Adobe Reader」(無償)が必要です。  
※「Adobe Reader」はアドビシステムズ社の商標です。

### お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>  
企画総務グループ ☎029-303-1580

## 茨城県社会保険協会からのお知らせ

# 年金セミナー・健康管理講座を開催します

茨城県社会保険協会では下記の日程で「年金セミナー・健康管理講座」を開催します。この「年金セミナー・健康管理講座」は、事業所に勤務されている55歳以上の被保険者さま及びその配偶者さま、事業所の社会保険事務担当者さまを対象として、退職後のライフプラン・健康管理に必要な情報を提供し、退職後の生活設計に役立てていただくことを目的に、社会保険協会の年金相談事業の一環として毎年実施しております。開催のご案内につきましては今年8月に会員事業所さまにお送りしておりますが、各会場とも募集人員にまだ余裕がありますので、ぜひこの機会に受講されてはいかがでしょうか。なお、来年2月にも同様の講座を水戸、土浦、筑西の各市で開催する予定です。詳しくは、開催チラシを11月に送付する広報誌に同封してお知らせいたします。

<b>開催日・会場</b>	水戸会場：平成29年11月7日(火)      水戸市宮町1-6-1      ホテルレイクビュー水戸 つくば会場：平成29年11月10日(金)      つくば市竹園1-7      筑波銀行つくば本部ビル 日立会場：平成29年11月15日(水)      日立市みなと町6-1      久慈サンピア日立
<b>開催時間</b>	各会場とも、午後1時00分から午後5時00分まで
<b>参加対象者</b>	事業所に勤務(事業主を含む)する55歳以上の被保険者及びその配偶者、事務担当者
<b>参加費</b>	無料
<b>募集人数</b>	各会場とも100名(募集定員に達し次第締め切り)
<b>講師</b>	齋藤敬徳先生(さいとう たかのり) 特定社会保険労務士 社会保険労務士法人 齋藤・船橋労務相談事務所長 塚田洋子先生(つかだ ようこ) 公益社団法人茨城県栄養士会 管理栄養士 糸澤由布子先生(いとざわ ゆうこ) 公益社団法人茨城県栄養士会 管理栄養士
<b>演題</b>	「年金とライフプラン」 ・ライフプラン設計 ・これからの年金・雇用保険・健康保険について ・生涯現役を旨として 「食事と健康」
<b>申込方法</b>	この頁をコピーしていただき、下記「年金セミナー・健康管理講座」参加申込書に参加人数・希望会場を記入し、一般財団法人茨城県社会保険協会へ郵送又はFAXにてお申し込みください。
<b>申込先</b>	〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階
<b>問合せ先</b>	一般財団法人茨城県社会保険協会 ☎029-226-8005 FAX 029-231-2522
<b>主催</b>	一般財団法人茨城県社会保険協会
<b>後援</b>	茨城県社会保険委員会連合会・茨城県年金受給者協会連合会 ※平日開催のため、事業所(事業主)様のご理解とご協力をお願いします。

-----切-り-取-り-線-----

## 「年金セミナー・健康管理講座」参加申込書

健康保険証の記号(7桁又は8桁の数字) (健保組合はアルファベットの整理記号)		参加人数	被保険者 配偶者	名 名
希望会場(○印を付けてください)	水戸	つくば	日立	
上記のとおり申し込みします			平成	年 月 日
一般財団法人茨城県社会保険協会長 殿				
事業所所在地	〒 .....			
事業所名称	.....			
事業主名	..... (印)			
事業所電話番号	.....			

※「年金セミナー・健康管理講座」参加申込書は、講座開催の目的以外に使用いたしません。